

公民館「自主講座」は、社会教育法に根拠をおく基本的な事業 位置づけの違う「サークル」に変えるべきでない！ …繰り返し議会で指摘

「自主講座」の「サークル」への移行は、

位置づけを変えるもの

公民館は、社会教育法に設置根拠を持ち、事業は法第22条に定められ、その第1が「定期講座を開設すること」です。

熊本市の場合、公民館主催講座はその都度企画・広報する不定期の形になっているので、定期的に開催されている「自主講座」が法に基づく「定期講座」と言えます。

一方、現在公民館で行われている「一般サークル」は、「貸館」であり、法に基づく「定期講座」とは全く位置づけが違います。

以上のように、熊本市が提案している「自主講座」の「サークル」への以降は、法に規定された「講座」の位置づけを変えてしまうものであり、実施すべきではありません。

「公民館利用の市民意識調査」でも、現行の満足度は高い

2020年に市が行った「公民館利用に関する市民意識調査」(市民502人・利用者1,769人が回答)では、満足度で使用時間・使いやすさ・設備・予約・講座

など、10項目すべてで「満足」「やや満足」が高く、現行の運用に「満足」の結果です。

無理に現行の「自主講座」を見直す理由はありません。

公民館活動は、市民・利用者の声に耳を傾けることこそ必要

「自主講座」見直しは、2021年秋に利用者へ説明されました。「自主講座」をなくし、「生涯学習サークル」へ移行する案に対し、複数の公民館利用者から疑問や反対の声が寄せられました。2021年12月議会の教育市民委員会に陳情が提出され、党市議団でも委員会・本会議で

繰り返し取り上げてきました。

2022年4月の「ドンドン語ろう」で市長は「新しい人たちが入りやすく、すそ野を広げる改革にご理解いただきたい」と述べ、見直しをすすめる方針です。しかし、利用者は納得していません。市民・利用者の声に耳を傾け、方向を定めていくべきです。

【控室から】

なすまどか

高齢者世帯等へのエアコン設置補助を

6月議会に、低所得者・高齢者・障がい者世帯へのエアコン設置補助を求める陳情書が提出されました。今年の夏は、例年になく猛暑が予想され、30℃を超える日が続き、熱中症による健康被害が心配されます。総務省によれば、一週間(6月27日～7月3日)に熱中症で救急搬送された人数は14353人(速報値)で、前年の同時期と比べても10倍以上となっています。また、緊急搬送者の4割が室内で熱中症を発症しており、家にいれば安全というものではありません。

私は、委員会で、全国でエアコン設置補助をしている自治体なども示し、熊本市でのエアコン設置補助創設を求めましたが、担当部局からは、「節約してエアコンを買っている世帯がいるなかで、公平性の観点から助成はできない」との虚しい答弁しか返ってきませんでした。物価高騰の中で、年金は6月支給分から削減され、エアコンを設置したくてもできない世帯も少なくありません。新型コロナウイルスの感染症が増加する中で、外出を控える方も多くいらっしゃいます。市民の命を守るこそ行政の責任です。エアコン設置補助制度の創設に向け頑張ります。



上野みえこ
(中央区)



なすまどか
(東区)

日本共産党

熊本市議会だより

NO. 1284

2022年7月17日号

電話 328-2656

FAX 359-5047



熊本市中央区手取本町1-1 メール:kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

発行:日本共産党熊本市議団HP: [共産党 熊本市議団](#)

検索

「物価高」に加えて「猛暑」

生活保護世帯等へのエアコン設置・夏季加算の実施を

6月議会には、「熊本市生活と健康を守る会」より、「生活保護利用者など低所得世帯へのエアコン設置助成及び夏季加算等を求める陳情が出されました。なすまどか議員が厚生委員会で取り上げました。

エアコン設置への助成をすみやかに 生活保護の新規申請世帯だけでなく、全世帯を対象に

生活保護世帯のエアコン設置助成は、2018年度から新規に生活保護を申請する世帯に限って、助成が始まりました。
<内容>54,000円(取付料別)

しかし、新規の申請世帯以外は対象になりません。

現在、約12,000の生活保護世帯のうち、113世帯にエアコンがありません。

(2022年5月調査)

連日の猛暑です。エアコンなしには、生活できません。放置すれば、命にかかわる事態も想定されます。エアコンのないすべての世帯に対し、設置助成を行うべきです。

熱中症リスクの 高い世帯へは直ちに

特に、熱中症リスクの高い高齢者や障がい者世帯については、待ったなしです。

市として国への要望も行われていますが、高齢者・障がい者の世帯へは市が独自にでも助成を行うべきです。



「物価高」が暮らしを直撃する中での猛暑 生活保護・低所得世帯への電気代補助、待ったなし

生活保護には、冬季加算があります。(11月～3月まで支給)
熊本市の場合、

1人世帯：月2,630円

2人世帯：月3,730円

一方で、夏季加算はありません。

温暖化の加速によって、気温が上昇し、毎年夏は猛暑日が続くようになりました。熱中症対策としても、エアコンの使用は欠かすことができないために、夏場の電気代負担が大幅に増えています。

それに加え、今年は物価高も加わり、光熱費の負担は、ますます大きくなっています。



今議会には、原油高騰・物価高対策として、各種の補正予算が提案されました。ぜひ、低所得世帯・母子世帯等への光熱費助成も実施すべきです。

国に対し、生活保護の夏季加算実施を求めるとともに、国の対応待ちでなく、市としてもできる対応をすみやかに行うべきです。

過去、熊本市は独自に生活保護世帯に対する「夏の見舞金」を支給していました。今こそ、復活すべきです。

